

## 10.14 廃棄物等



## 10.14 廃棄物等

### 10.14.1 予測

#### (1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

##### ① 予測内容

予測項目は、進出企業の建築工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とした。

なお、計画地内には解体撤去を伴う建物はないため建築工事に伴う廃棄物について予測した。

##### ② 予測方法

造成等の工事に伴う廃棄物の影響の予測手順は、図 10.14.1-1 に示すとおりである。

なお、進出企業の業種は、本事業においては、運輸業及び製造業の立地が考えられるが、発生原単位の算出にあたっては、安全側を考慮し、廃棄物の発生原単位が最も大きくなる製造業で設定した。

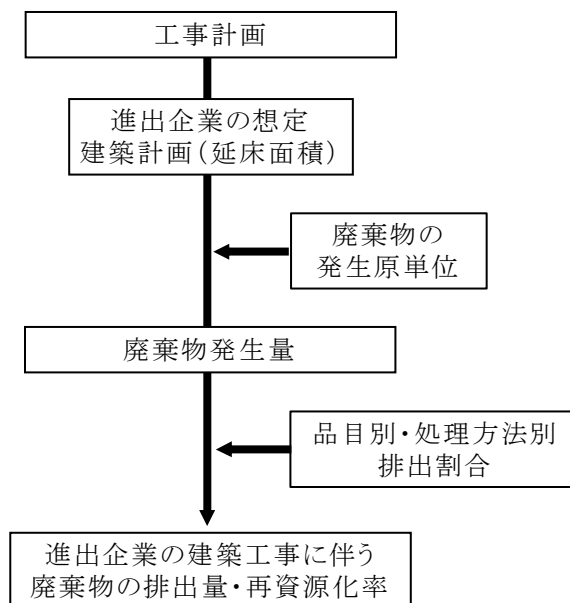


図 10.14.1-1 造成等の工事に伴う廃棄物の影響の予測手順

##### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地内とした。

##### ④ 予測時期等

予測時期は、進出企業の建設工事中とした。

⑤ 予測条件

進出企業の想定建築計画(延床面積)は、表 10.14.1-1 に示すとおりである。

延床面積は、事業計画から設定した。

また、建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分は表 10.14.1-2 に、用途・規模別の原単位は表 10.14.1-3 に、品目別・処理方法別排出割合は表 10.14.1-4 に示すとおりである。

表 10.14.1-1 進出企業の想定建築計画(延床面積)

進出予定業種	延床面積 (m <sup>2</sup> )
製造業 運輸業	455,860

注) 延床面積は、全区画の敷地面積×容積率の合計値

表 10.14.1-2 建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分

廃棄物の種類	処理方法		原単位の区分	
	分別廃棄物 ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・廃プラスチック類 ・木くず ・石膏ボード ・金属くず ・紙くず	場内外利用	裏込材・埋め戻し材等で利用	廃棄物の発生原単位
専ら物の売却等		専ら物・有価物等を回収・再生業者へ直接引き渡す		
再資源化		再資源化施設へ搬入		
中間処理		分別・単品で中間処理施設へ搬入、処理を委託		
最終処分		分別・単品で最終処分場へ直接搬入、埋立処分を委託		
混合廃棄物	中間処理	混合廃棄物として中間処理施設へ搬入、処理を委託	混合廃棄物原単位	
	最終処分	混合廃棄物として最終処分場へ直接搬入、埋立処分を委託		

注) 専ら物: 専ら再生利用の目的となる紙くず、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維のこと。

混合廃棄物: コンクリート塊や廃プラスチック類、木くず等の廃棄物が分別されず混在している廃棄物のこと。

再資源化施設: 廃棄物を再資源化する施設のこと、混合廃棄物の処理は行わない施設のこと。

中間処理施設: 分別、減容、無害化、安定化等の処理を行う施設のこと。

出典: 「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(平成 24 年 11 月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会)

表 10.14.1-3 用途・規模別の原単位

用途	規模 (延床面積) (m <sup>2</sup> )	廃棄物の発生原単位 (kg/m <sup>2</sup> )	混合廃棄物の発生原単位 (kg/m <sup>2</sup> )
製造業(工場)	10,000m <sup>2</sup> 以上	24.2	5.0

注) 廃棄物の発生原単位: 工事作業所内で発生した廃棄物の単位面積(延床面積)当たりの総量

混合廃棄物原単位: 工事作業所内で発生した混合廃棄物の単位面積(延床面積)当たりの排出量

出典: 「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書(2022年度データ)」(令和 6 年 3 月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会)

表 10.14.1-4 品目別・処理方法別排出割合

単位：%

種 類	排出率	再資源化率	縮減率	最終処分率	
分別 廃棄物	コンクリート塊	36.4	99.3	0.0	0.6
	アスファルト・コンクリート塊	11.6	99.5	0.0	0.5
	廃プラスチック類	12.3	84.1	7.3	8.5
	木くず	13.9	89.2	5.2	5.6
	石膏ボード	13.1	84.1	7.3	8.5
	金属くず	7.8	84.1	7.3	8.5
	紙くず	4.9	84.1	7.3	8.5
混合廃棄物	-	57.1	0.7	41.8	

注) 1. 分別廃棄物の排出割合は、出典資料①の「品目別排出施設・排出量」の2022年度の結果より設定した。  
2. 再資源化率、縮減率、最終処分率は、出典資料②の「建設廃棄物の品目別再資源率等」の平成24年度の結果より設定した。

出典：①「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書(2022年度データ)」(令和6年3月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会)

②「平成24年度建設副産物実態調査結果について」(平成26年3月27日、国土交通省総合政策局)

## ⑥ 予測結果

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物排出抑制の状況の予測結果は、表 10.14.1-5 に示すとおりである。

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の総発生量は11,032t、このうち分別廃棄物は8,753t、混合廃棄物は2,279tと予測した。最も発生量の多かった分別廃棄物はコンクリート塊(3,186t)であった。

全体の再資源化及び縮減量は9,686t、再資源・縮減化率は87.8%であった。また、分別廃棄物全体の再資源・縮減化率は95.6%、混合廃棄物は58.0%であった。

なお、特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源・縮減化率は、各々、99.3%、99.5%、94.3%であった。

表 10.14.1-5 進出企業の建設工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量等

廃棄物の種類	発生量 (t)	再資源化及び縮減量(t)			再資源・ 縮減化率 (%)	最終 処分量 (t)	
		再資源化量	縮減量	計			
分別 廃棄物	コンクリート塊	3,186	3,164	0	3,164	99.3	22
	アスファルト・コンクリート塊	1,019	1,014	0	1,014	99.5	5
	廃プラスチック類	1,073	902	78	980	91.3	93
	木くず	1,218	1,086	63	1,149	94.3	69
	石膏ボード	1,145	963	84	1,047	91.4	98
	金属くず	683	574	50	624	91.4	59
	紙くず	428	360	31	391	91.4	37
	計	8,753	8,063	306	8,369	95.6	383
混合廃棄物	2,279	1,301	16	1,317	58.0	962	
総計	11,032	9,364	322	9,686	87.8	1,345	

注) 1. 各廃棄物の再資源・縮減化率 = 各廃棄物の再資源化量の計 / 各廃棄物の発生量 × 100

2. 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

## (2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

### ① 予測内容

#### ア. 産業廃棄物等の状況

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とした。

#### イ. 事業系一般廃棄物の状況

予測項目は、事業系一般廃棄物の種類及び種類ごとの排出量の状況とした。

### ② 予測方法

予測手順は、図 10.14.1-2 に示すとおりである。

なお、進出企業の業種は、本事業においては、物流系用地の造成を実施することから、主に運輸業の立地が考えられるが、その他の業種が立地する可能性も考えられるため、安全側を考慮し、産業廃棄物については排出原単位が最も大きくなる製造業を設定した。

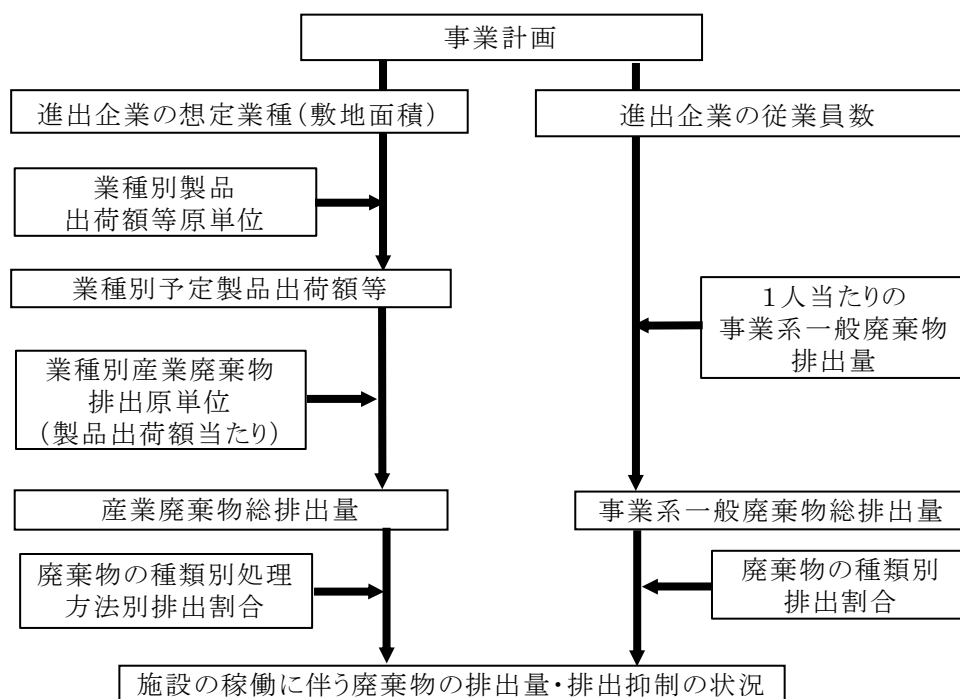


図 10.14.1-2 施設の稼働に伴う廃棄物の影響の予測手順

### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地内とした。

### ④ 予測時期等

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とした。

⑤ 予測条件

ア. 産業廃棄物等の状況

製造業の業種別予定製品出荷額等は、表 10.14.1-6 に示すとおりである。各区画の合計敷地面積に業種別製品出荷額等原単位(敷地面積当たり)を乗じて算出した。なお、業種別製品出荷額等原単位(敷地面積当たり)は、「2023 年工業統計表 産業別統計表」(令和 6 年 7 月 26 日公表・掲載経済産業省経済産業政策局調査統計部)の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。

また、業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位は、表 10.14.1-7 に、廃棄物の種類別・処理方法別排出割合は、表 10.14.1-8 に示すとおりである。

表 10.14.1-6 業種別予定製品出荷額等

業 種	敷地面積 (ha)	業種別 製品出荷額等原単位 (百万円/ha)	業種別 予定製品出荷額等 (十億円)
製造業平均*	22.79	1981.86	45.17

- 注) 1. 敷地面積は、企業用地の全区画の合計の値。  
 2. 業種別製品出荷額原単位は、「2023 年工業統計表 産業別統計表」(令和 6 年 7 月 26 日公表・掲載経済産業省大臣官房調査統計グループ)の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。  
 3. ※: 業種別予定製品出荷額等は、計画地に進出企業の業種は未定であり、用途地域が工業地域に変更されることから、「令和 5 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和 3 年度実績」(令和 6 年 3 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)の全国共通原単位から進出可能な製造業の平均値を選定した。

表 10.14.1-7 業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位

単位: t/十億円

廃棄物の 種類 業 種	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず クリート及び ガラスくず、コン	鉱さい	がれき類	ばいじん
	製造業平均	2.22	59.69	4.38	7.35	4.09	14.76	14.03	0.13	7.29	20.87	24.66	7.63

出典:「令和 5 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和 3 年度実績」(令和 6 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

表 10.14.1-8 廃棄物の種類別処理方法別排出割合

単位: %

廃棄物の 種類 処理状況	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず クリート及び ガラスくず、コン	鉱さい	がれき類	ばいじん
	再生利用率	73	7	45	30	20	62	86	64	96	79	91	96
減量化率	6	92	53	69	78	22	11	16	1	6	2	1	7
最終処分率	21	1	2	2	2	16	3	19	2	15	7	3	8

- 注) 1. 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。  
 2. 再生利用率は、中間処理施設での再生利用も反映された値である。  
 出典:「令和 5 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和 3 年度実績」(令和 6 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

## イ. 事業系一般廃棄物の状況

本事業における人員計画は、表 10.14.1-9 に、1 人当たりの事業系一般廃棄物排出量は、表 10.14.1-10 に、廃棄物の種類別の排出割合は表 10.14.1-11 に示すとおりである

従業員数は、工場用地及び従業員数を公表している工業団地から、工場用地の従業員数の平均値を求め、原単位を算出し設定した。

1 人当たりの事業系一般廃棄物排出量は、川島町における事業系ごみ収集量を就業人口で除して算出した。

廃棄物の種類別の排出割合は、運輸・修理・各種サービス業と製造業の平均値を使用した。

表 10.14.1-9 人員計画

従業員数 原単位 (人/ha)	企業用地 面積 (ha)	従業者 (人)
32	22.79	730

表 10.14.1-10 1 人当たりの排出量

川島町における 事業系ごみ収集量 (t/年)	川島町における 就業人口 (人)	1 人当たりの 事業系一般廃棄物排出量 (t/年)
2,714	9,782	0.277

出典：「新ごみ処理施設整備基本構想(案)」(川島町ホームページ)

「令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計」(e-STAT ホームページ)

表 10.14.1-11 廃棄物の種類別排出割合

単位：%

廃棄物の 種類 処理状況	可燃物					焼却不適物		不燃物			
	紙類	厨茶	繊維	草木	その他 可燃物	プラス チック	ゴム・ 皮革	ガラス	金属類	石・陶 磁器	その他 不燃物
運輸・修理・各 種サービス業	27.1	11.9	3.7	13.2	0.1	17.0	5.8	1.4	15.2	1.1	3.6
製造業	29.9	7.8	18.5	6.1	0.2	26.1	7.5	1.0	2.2	0.2	0.7
平均	28.5	9.85	11.1	9.65	0.15	21.55	6.65	1.2	8.7	0.65	2.15

出典：「平成 11 年度排出源等ごみ性状調査」東京都環境科学研究所年報(廃棄物研究室)(平成 12 年、及川ら)

## ⑥ 予測結果

### ア. 産業廃棄物等の状況

施設の稼動に伴う産業廃棄物の種類別・処理方法別排出量は表 10.14.1-12 に示すとおりである。

施設の稼動に伴う産業廃棄物の総排出量は 8,055t/年で、種類別では、汚泥が 2,696t/年と最も多く、次いで鉱さいが 1,114t/年と予測した。

全体の再生利用量は 4,286t/年、再生利用率は 53.2%、減量化量は 3,303t/年、最終処分量は 466t/年と予測した。

表 10.14.1-12 種類別・処理方法別産業廃棄物排出量

廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	計
再生利用量 (t/年)	73	189	89	100	37	413	545	4	316	745	1,013	331	431	4,286
減量化量 (t/年)	6	2,481	105	229	144	147	70	1	3	57	22	3	35	3,303
最終処分量 (t/年)	21	27	4	7	4	107	19	1	7	141	78	10	41	466
総排出量 (t/年)	100	2,696	198	332	185	667	634	6	329	943	1,114	345	507	8,055
再生利用率 (%)	/													53.2
減量化率 (%)														41.0
最終処分量 (%)														5.8

注)1. 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

2. 廃棄物の再生利用率の合計 = 廃棄物の再生利用量の合計 / 廃棄物の排出量の合計 × 100

3. 廃棄物の減量化率の合計 = 廃棄物の減量化量の合計 / 廃棄物の排出量の合計 × 100

4. 廃棄物の最終処分量の合計 = 廃棄物の最終処分量の合計 / 廃棄物の排出量の合計 × 100

### イ. 事業系一般廃棄物の状況

施設の稼動に伴う事業系一般廃棄物の種類別排出量は表 10.14.1-13 に示すとおりである。

施設の稼動に伴う事業系一般廃棄物の総排出量は 202.2t/年で、種類別では、紙類の排出量が 57.6t/年と最も多く、次いでプラスチックが 43.6t/年と予測した。

表 10.14.1-13 事業系一般廃棄物の種類及び量

単位: t/年

廃棄物の種類 処理状況	可燃物					焼却不適物		不燃物				合計
	紙類	厨茶	繊維	草木	その他可燃物	プラスチック	ゴム・皮革	ガラス	金属類	石・陶磁器	その他不燃物	
本事業に伴う事業系一般廃棄物	57.6	19.9	22.4	19.5	0.3	43.6	13.4	2.4	17.6	1.3	4.3	202.2

注) 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない。

### (3) 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

#### ① 予測内容

予測項目は、水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況とした。

#### ② 予測方法

給水計画や雨水の処理・再使用計画、排水の処理計画等の事業計画を整理し、定性的に予測した。

#### ③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地内とした。

#### ④ 予測時期等

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とした。

#### ⑤ 予測結果

施設の稼働に伴い発生する生活排水及び事業系排水は、公共下水道に接続する計画である。雨水排水については、公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存水路に放流する計画である。

## 10.14.2 評価

### (1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

#### ① 評価方法

##### ア. 回避・低減の観点

造成等の工事に伴う廃棄物の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

##### イ. 基準、目標等との整合の観点

表 10.14.2-1 に示す整合を図るべき基準等との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.14.2-1 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年、法律第 137 号)	<p>①事業者の責務 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</p>
資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年、法律第 48 号)	<p>①事業者等の責務 第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。 2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。</p>
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年、法律第 104 号)	<p>①建設業を営む者の責務 第五条 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。 2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。)を使用するよう努めなければならない。 ②発注者の責務 第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。</p>

## ② 評価結果

### ア. 回避・低減の観点

造成等の工事に伴う廃棄物の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。

- ・ 造成等の工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

したがって、造成等の工事に伴う廃棄物排出抑制は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。

### イ. 基準、目標等との整合の観点

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の総排出量は 11,032tで、全体の再資源・縮減化率は 87.8%と予測した。また、廃棄物削減の観点から、造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

したがって、造成等の工事に伴う廃棄物の予測結果は、表 10.14.2-1 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。

## (2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

### ① 評価方法

#### ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う廃棄物の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

#### イ. 基準、目標等との整合の観点

表 10.14.2-2 に示す整合を図るべき基準等との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.14.2-2 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年、法律第 137 号)	①事業者の責務 ※表 10.14.2-1 と同様
資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年、法律第 48 号)	①事業者等の責務 ※表 10.14.2-1 と同様

### ② 評価結果

#### ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う廃棄物の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。

- ・ 施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、供用後の進出企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進などの適正処理に努めるよう指導する。

したがって、進出企業の施設の稼働に伴う廃棄物排出抑制は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。

#### イ. 基準、目標等との整合の観点

本事業においては、施設の稼働に伴う産業廃棄物の総排出量は 8,055t/年、再生利用率は 53.2%、事業系一般廃棄物の総排出量は 202.2t/年と予測された。

また、廃棄物削減の観点から、施設の稼働に伴う廃棄物については、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導する。

したがって、施設の稼働に伴う廃棄物の予測結果は、表 10.14.2-2 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。

### (3) 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

#### ① 評価方法

##### ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

##### イ. 基準、目標等との整合の観点

表 10.14.2-3 に示す整合を図るべき基準等との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.14.2-3 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
埼玉県環境基本計画(第5次) (令和4年4月)	◆雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進 資源の有効利用と緊急時に利用できる水の確保を図るため、普及啓発活動等により雨水、再生水の活用や節水を促進します。 ◆工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止 水質汚濁防止法等に定める排水基準が適用される工場・事業場への効果的な立入検査などにより、排出水の汚染状況を確認し、排水基準の遵守を指導します。

#### ② 評価結果

##### ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴い生活排水及び事業系排水の発生が考えられるが、公共下水道に接続する計画である。また、施設の稼働に伴う雨水及び処理水について、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。

- ・ 供用後の進出企業に対して、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。
- ・ 公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図るよう指導していく。

したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響は、実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られているものと評価する。

##### イ. 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴い生活排水及び事業系排水の発生が考えられるが、公共下水道に接続する計画である。また、雨水の有効利用の観点から、各進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。雨水排水については、公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存水路に放流する。

したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の予測結果は、表 10.14.2-3 に示す整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。